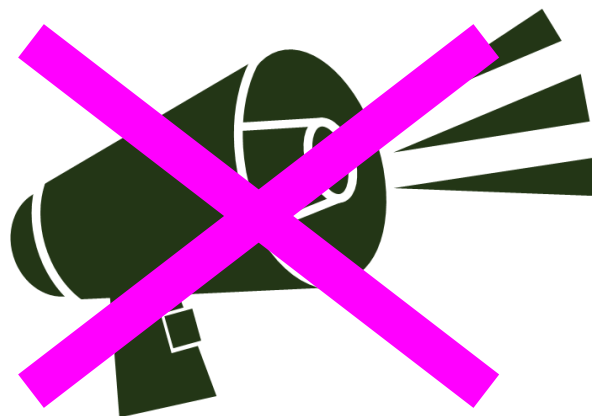
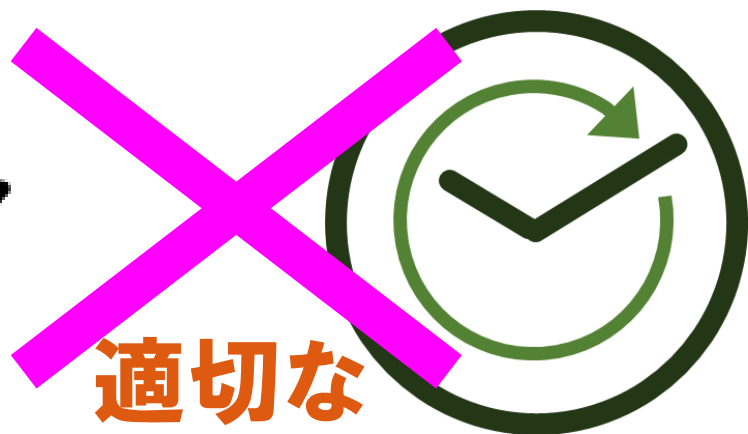


令和8年10月1日から「カスタマーハラスメント」防止措置が  
学校設置者を含む事業主の義務となります。



## 適切な表現・声量

相手を罵るような言葉や大声での威嚇などでは気持ち伝わりません。  
伝えたいことは落ち着いてお話してください。



## 適切な 時間内のご相談

突然の来校や長時間の滞在・電話などは、こどもたちとの時間に影響をきたします。事前に連絡の上、適切な時間をお願いします。

# 来校される皆様へのお願い

児童生徒等ひとりひとりの健やかな成長を支えるパートナーとして  
学校とのより良い関係構築への協力をお願いします。



## 適切な要求

学校では、できることとできないことがあります。こどもたちにとって本当に必要なことを一緒に考えましょう。



## SNSへの掲載

無断で撮影することやSNSでの拡散は本当にこどもたちのためになりますか？アップされた内容は一生残ります。

子どもの相談はこちらでも受け付けています。

いじめやその他、子供のSOS

24時間子供SOSダイヤル  
※24時間、祝日等も対応



0120-0-78310

学校現場に関する様々なお困りごとに関する相談

学校問題解決支援コーディネーター  
※平日9時～16時半



017-734-9823

## 暴力・迷惑行為等による被害から教職員を守るために

青森県立三戸高等学校では、暴力・迷惑行為に対して教職員が一丸となり毅然とした対応をさせていただきます。

このことにより、教職員の疲弊や不安が取り除かれ、本来学校の持つ使命感と意欲が引き出され、ひいては生徒の安全・満足につながるものと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- (1) ①教職員や生徒に対して殴る・蹴る・身体または着衣をつかみ力づくで振り回す、等の暴力行為をする  
②教職員や生徒に物を投げつける等の暴行行為をする  
⇒ (刑法 208 条 暴行罪)
- (2) (1)の暴力行為により負傷させた場合 ⇒ (刑法 204 条 傷害罪)
- (3) 校地内の設備や備品を破壊する ⇒ (刑法 261 条 器物損壊罪)
- (4) 教職員や生徒に暴言を浴びせる ⇒ (刑法 231 条 侮辱罪)
- (5) わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居座り続けて業務を妨害する  
⇒ (刑法 234 条 威力業務妨害罪)
- (6) 「お前らただじゃすまないぞ」「どうなるか覚悟しておけよ」「良くないことが起こっても知らないぞ」等、脅迫的暴言を吐く  
⇒ (刑法 222 条 脅迫罪)
- (7) 土下座させたり、謝らせたりする ⇒ (刑法 204 条 強要罪)
- (8) 正当な理由がないのに校地内に侵入し、「退去してください」と言っても従わない  
⇒ (刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪)